

はじめに

平成 26 年 9 月から 11 月にかけて、児童虐待によると思われる 4 件の児童の死亡又は重篤な受傷事案について、保護者が逮捕されました。痛ましい事案を二度と繰り返さないよう、それぞれの事案について大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検検証専門部会において検証を行い、関係機関の組織体制や支援のあり方等についての課題を踏まえた具体的な再発防止策について提言をいただきました。

検証の過程で、4 件はいずれも妊娠期から支援を要する事案であったことがわかり、改めて虐待予防のための「妊娠期からの切れ目ない支援」の重要性が確認されました。加えて、支援を要する子どもや家庭を早期に、かつもれなく把握するためには、「福祉と保健、医療の一層の連携強化」が必要であることも改めて確認されました。

提言を受け、大阪府では、福祉・保健・医療の関係者による議論を重ね、平成 28 年 1 月に「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」を策定しました。

本冊子は、医療関係者にご活用いただけるよう医療機関からみた支援の流れや医療機関に期待される役割等について、ガイドラインの内容をもとに再構成したものです。

医療機関の皆様におかれましては、本冊子をご参考いただき、改めて子どもや家庭への支援、関係機関との連携等についてご確認いただき、取組みの一層の充実を図っていただきますようお願いいたします。

平成 28 年 3 月

目次

- 1 「支援を要する妊婦」とは ……1
 - 2 「支援を要する妊婦」の把握について ……2
 - 3 「支援を要する妊婦」への妊娠期・出産期・退院期の支援（医療機関の役割） ……6
 - 4 要保護児童対策地域協議会について ……8
 - 5 協議会の対象 ……8
 - 6 協議会における支援のフロー ……10
 - 7 医療機関の協議会への参画について ……11
 - 8 医療機関から市町村・児童相談所への情報提供に係る法的整理について ……12
- 【参考資料】要養育支援者情報提供票実施要項（平成 28 年度改訂）・様式 ……13

1 「支援を要する妊婦」とは

「望まない妊娠」「若年妊娠」「飛び込み出産」「妊婦健康診査未受診」「支援者がいない（社会的孤立）」等、支援を検討すべき要因（以下、「リスク項目」という）が複雑に絡みあい、そのために母体管理ができておらず、母子の生命に危険があるだけでなく、出産後の子どもへの虐待のリスクが高い*ため、適切な支援を要する妊婦である。

「支援を要する妊婦」とは、次のようなリスク項目がある妊婦である。

表1

- 妊婦健康診査未受診
- 精神疾患や障がいがある
- 若年妊娠
- 飛び込み出産
- 支援者がいない（社会的孤立）
- 望まない妊娠
- 居住地がない
- DV や被虐待歴
- きょうだいが要保護児童対策地域協議会の支援ケース
- 等

「支援を要する妊婦」は、医療・保健・福祉等の複数の関係機関が支援を行うが、1 機関がもつ情報だけでは、「支援を要する妊婦」の全体像を把握できていない可能性がある。また母体管理指導や生活支援等、様々な支援を実施していくにあたっては、関係機関が連携していくことが必要である。しかし、各機関の専門性により、妊婦の状態像やリスクのとらえ方が異なる場合もあるため、関係機関が情報共有を行い、共通認識のもと、すみやかに支援を開始していくことが重要である。*

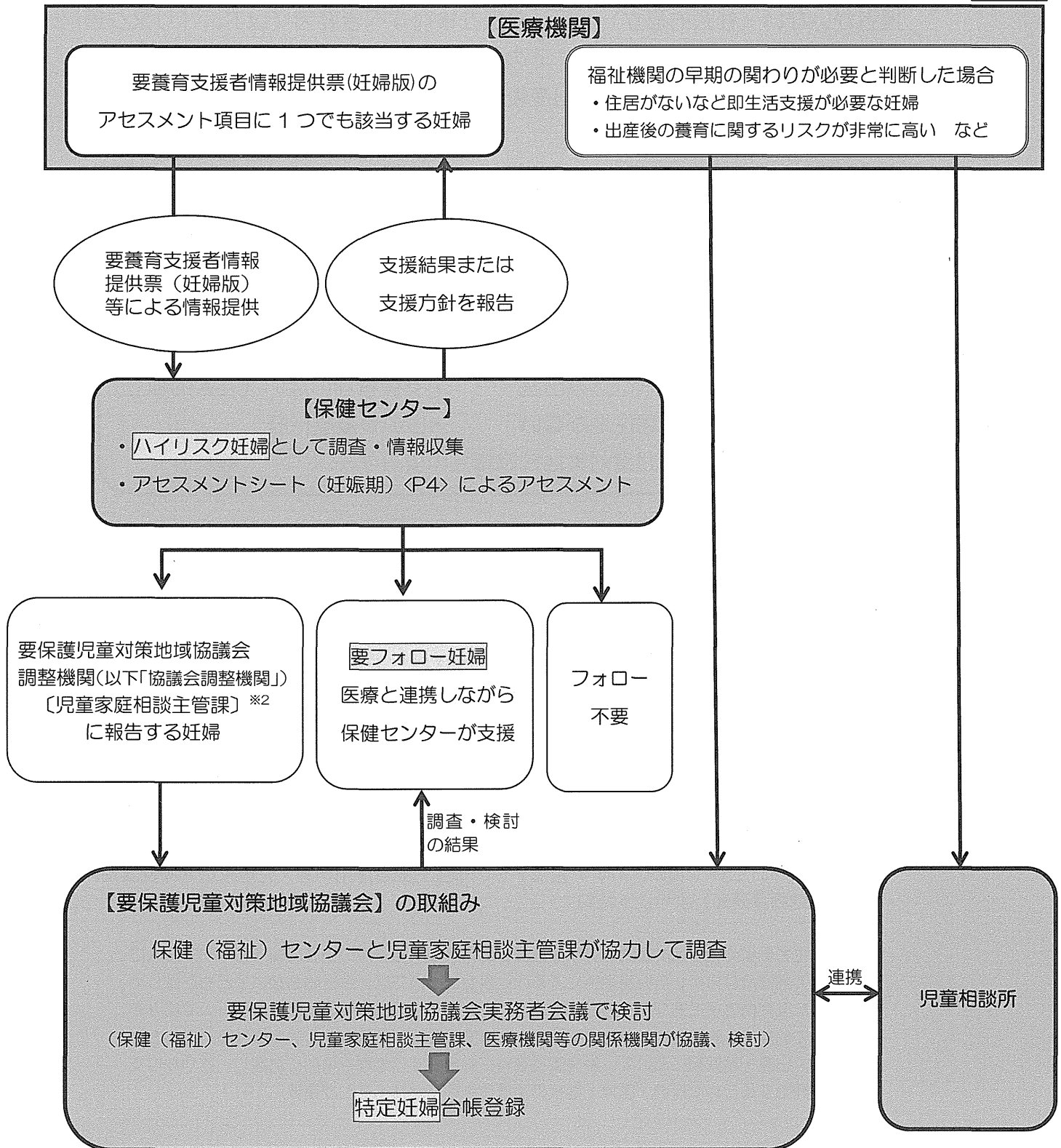
※「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）より以下抜粋

厚生労働省の社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において把握及び分析した児童虐待による死亡事例については、生後間もない子どもをはじめとした乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるものと考えられる。このため、妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉の連携体制を整備することが重要

2 「支援を要する妊婦」の把握について

医療機関が、妊婦健康診査等の受診の際に、「支援を要する妊婦」を把握した場合は、要養育支援者情報提供票（妊娠期）^{※1}等により、保健（福祉）センター等市町村の母子保健担当（以下「保健（福祉）センター」）に情報提供する。

図1



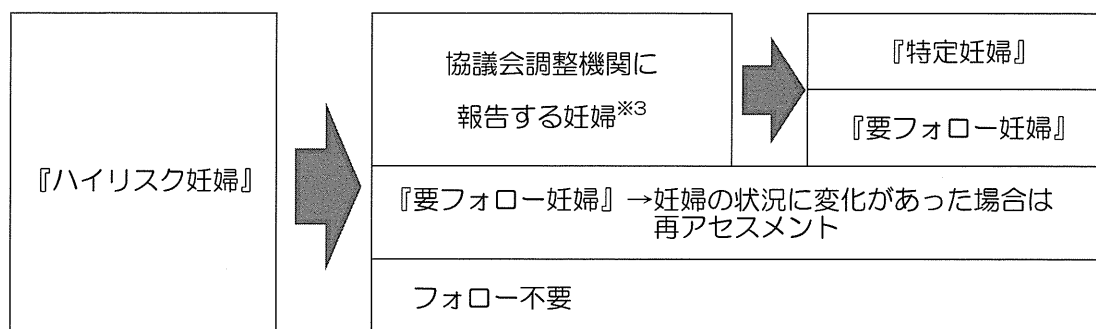
※1 P17 参照 / <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/renkei.html>

※2 要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」)…P8 参照。

児童家庭相談主管課…市町村の児童虐待対応窓口、家庭児童相談室など。協議会調整機関(中核機関)として、特定妊婦や要保護児童台帳の進行管理、関係機関との連絡調整などを行う。

① 「支援を要する妊婦」の定義

表 2



※3 協議会調整機関に報告する妊婦

→適切な支援につなげなければ、出産後の子どもへの虐待のリスクが考えられる妊婦。児童福祉法第25条等に基づく児童虐待の通告は、妊婦には適用されないため、「通告」ではなく「報告」としているが、「報告」の後には、「通告」受理後と同様に児童家庭相談主管課と保健（福祉）センターが連携し、調査を進めていく。

表 3

支援を要する妊婦	内 容
『ハイリスク妊婦』	保健（福祉）センターにおいて、医療機関等からの情報提供、妊娠届出票やアンケート等をもとに、アセスメントシート(妊娠期)のリスク項目を抽出し、アセスメントの結果、フォローの必要があると判断された妊婦。
『要フォロー妊婦』	保健（福祉）センターにおいて『ハイリスク妊婦』をアセスメントし、組織判断した結果、保健（福祉）センター等によるフォロー継続とした妊婦。 または協議会調整機関に報告し、協議会実務者会議（以下「実務者会議」）で検討の結果、台帳に登録しないこととなった妊婦。
『特定妊婦』（※4）	保健（福祉）センターにおいて、『ハイリスク妊婦』をアセスメントし、組織判断した結果、協議会調整機関に報告することとし、実務者会議で検討の結果、『特定妊婦』として台帳に登録、進行管理することとなった妊婦

※4 『特定妊婦』とは、児童福祉法第6条の3第5項では、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦とされており、その内容を具体化したもの。

② 「支援を要する妊婦」を把握するためのフロー図（図 1）における各機関の役割について

《医療機関》：妊婦健康診査の受診などで、「要養育支援者情報提供票（妊婦版）」（P17 参照）のアセスメント項目に一つでも該当する妊婦を把握した場合は、保健（福祉）センターに情報提供する。（「要養育支援者情報提供票（妊婦版）」による情報提供が望ましい）。ただし、出産後の養育に関するリスクが非常に高いと判断した場合は、直接、市町村の児童家庭相談主管課や児童相談所に連絡することもできる。

《保健（福祉）センター》：医療機関からの情報提供、妊娠届出を受理し、フォローの必要がある妊婦を『ハイリスク妊婦』とし、家庭訪問などにより調査・情報収集する。その結果をアセスメントし、協議会調整機関に報告する妊婦と『要フォロー妊婦』に分ける。＊ / 概ね 1 か月以内に、家庭訪問や面接等の結果、又は支援方針を、「要養育支援者対応結果票」（P18 参照）により医療機関に報告する。

《児童家庭相談主管課（協議会調整機関）》：協議会調整機関に報告された妊婦について、保健（福祉）センターと協力して調査する。調査結果は実務者会議で検討し、『特定妊婦』として登録するか、登録せず『要フォロー妊婦』とするかを定める。

※ 「支援を要する妊婦」を早期に把握するため、保健（福祉）センターが妊婦を把握してから協議会調整機関に報告するまでの期間を、把握時の妊娠週数別に規定した。

- ・ 妊娠 32 週以降に把握した場合 → ただちに
- ・ 妊娠 28～31 週の間把握した場合 → 1 週間以内
- ・ 妊娠 20～27 週の間把握した場合 → 2 週間以内
- ・ 妊娠 12～19 週の間把握した場合 → 1 か月以内



医療機関等関係機関の協力を得て、速やかに調査を進めることが必要

④アセスメントシート（妊娠期）

妊婦氏名（ ） 記入日（ ） 記入者（ ）

* 各要因について、『妊婦』、『パートナー』のそれぞれ該当する欄にレ点でチェックする。

要因	妊 娠 歴							
	リスク項目	妊婦			パートナー			
		あり	不明	なし	あり	不明	なし	
生活歴 (A)	①保護者自身に被虐待歴がある							
	②保護者自身にDV歴(加害・被害含む)がある							
	③胎児のきょうだいに不審死がある							
	④胎児のきょうだいへの虐待歴がある							
	⑤過去に心中未遂がある(自殺未遂がある)							
妊娠に関する 要因 (B)	①16歳未満の妊娠							
	②若年(20歳未満)妊娠(過去の若年妊娠を含む)…①除く							
	③20週以降の届出							
	④妊婦健診未受診、中断がある							
	⑤望まない妊娠							
	⑥胎児に対して無関心・拒否的な言動							
	⑦今までに妊娠・中絶を繰り返す							
	⑧飛び込み出産歴がある							
	⑨40歳以上の妊娠							
	⑩多胎や胎児に疾患や障がいがある							
	⑪妊娠中の不規則な生活・不摂生等							
心身の健康等 要因 (C)	①精神疾患等(過去出産時の産後うつ、依存症を含む)							
	②パーソナリティ障がい(疑いを含む)							
	③知的障がい(疑いを含む)							
	④訴えが多く、不安が高い							
	⑤身体障がい・慢性疾患がある							
経済的・社会的 要因 (D)	①下記以外の経済的困窮や社会的問題がある							
	②生活保護受給							
	③不安定就労・失業中							
環境的・家庭的 要因 (E)	①住所不定・居住地がない							
	②ひとり親・未婚・ステップファミリー							
	③家の中が不衛生							
	④出産・育児に集中できない家庭環境							
その他 (F)	①上記に該当しない気になる言動や背景、環境がある { }							

支援者等の状況

支援者 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・死別、高齢、遠方等の理由により、妊婦の父母・きょうだい等の親族に頼ることができない ・夫婦不和、親族と対立している ・パートナーまたは妊婦の実母等親族一人のみが支援者 ・地域や社会の支援を受けていない
関係機関等 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター等の関係機関の関わりを拒否する ・情報提供の同意が得られない

* 妊婦とパートナーの「あり」と「不明」の該当項目により、要保護児童対策地域協議会調整機関に報告する

①濃い網掛け項目 に1つでも該当する妊婦

②薄い網掛け項目 に要因AかBの1つを含み、かつ全体で合計2つ以上該当する妊婦

③薄い網掛け項目 に要因C、D、E及びFの中で2つ以上該当し、かつ「支援者等の状況」に1つでも該当する妊婦

④アセスメントに必要な情報が十分に把握できなかった妊婦

3 「支援を要する妊婦」への妊娠期・出産期・退院期の支援（医療機関の役割）

	妊娠期の支援	出産期の支援	退院期の支援
ハイリスク妊婦	<p>□心配な情報がある妊婦について、「要養育支援者情報提供票」により保健（福祉）センターへ情報提供</p> <p>□特に10代で望まない妊娠をした妊婦については、早急に情報提供が必要</p> <p>□早期より保健指導、生活指導、福祉サービス利用を必要とする場合は、保健（福祉）センター、児童家庭相談主管課等に相談</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>保健（福祉）センターがフォローの必要がある妊婦を『ハイリスク妊婦』とし、調査・情報収集</p>	/	/
要フォロー妊婦	<p>□妊婦健康診査時の指導</p> <p>□妊婦健康診査時の母体の健康管理上の医学的な注意点や、妊婦の理解力を含めた反応等の状況について保健（福祉）センター等へ情報提供</p> <p>□保健（福祉）センター等が関係がとりにくく必要な情報がとれない妊婦について、受診時の面接設定</p> <p>□妊婦健康診査未受診時の保健（福祉）センターへの連絡</p> <p>□必要時、保健（福祉）センター等と情報共有及び対応を協議するための会議の設定・参加</p>	<p>□出産のために入院した段階で、保健（福祉）センターへ連絡</p> <p>□入院中に妊婦と保健（福祉）センター等の面接を設定</p> <p>□入院中の状況（育児の準備や、育児スキル、子どもへの対応状況）及び退院後に必要な支援等について、保健（福祉）センターに連絡</p> <p>□退院までに、子どもの事故予防や揺さぶられ症候群について、妊婦及びパートナー等の支援者にも指導</p> <p>□退院後の支援体制について保健（福祉）センターと連絡調整・協議</p>	<p>□必要に応じて、退院後の経過観察健診等（体重増加の確認や母乳外来など）を設定</p> <p>□経過観察健診、1か月健診等（以下「健診等」）における子どもの養育状況を確認し、保健（福祉）センター等に状況を連絡</p> <p>□健診等を未受診の場合、保健（福祉）センター等に連絡</p> <p>□健診等の際に、出生届を出していないことを母子健康手帳等で確認した場合は、保健（福祉）センターまたは児童家庭相談主管課に連絡</p>

	妊娠期の支援	出産期の支援	退院期の支援
特定妊婦	<p><input type="checkbox"/> 16歳未満、住所不定・住居がない妊婦が受診した場合は、即、児童家庭相談主管課または保健（福祉）センターに連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 妊婦健康診査受診時の状況により、健康な妊娠期を過ごせるよう必要な支援について妊婦等に助言・指導</p> <p><input type="checkbox"/> 妊婦健康診査受診時の状況（同伴者を含む）、母体の健康状況、医学的管理状況、医療機関の指示の遵守状況、支援者の有無や支援者の状況等を保健（福祉）センターへ連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 保健（福祉）センター等が妊婦との接触が困難となっている場合は、妊婦健康診査時に面接できるよう調整</p> <p><input type="checkbox"/> 妊婦健康診査未受診時に保健（福祉）センターへ連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 精神疾患等の治療が妊娠中にも継続して必要な場合等は、産科医療機関と精神科医療機関が連携し、各医療情報を共有</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関会議や個別ケース検討会議に参加、情報提供し、共同でアセスメント、支援プランの検討</p>	<p><input type="checkbox"/> 妊婦の支援者等の育児スキルの評価が必要な場合、医療機関で可能な指導内容を保健（福祉）センター等と調整</p> <p><input type="checkbox"/> 出産のために入院した段階で、速やかに保健（福祉）センターへ連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 育児に関する指導を行い医療機関として評価し、入院中の状況（育児に関する準備物品、育児スキル、子どもへの対応状況）と併せて退院後に必要な支援を個別ケース検討会議等で報告</p> <p><input type="checkbox"/> 退院後、安全に在宅で生活できるか判断が難しい場合は、育児指導の継続や育児環境整備のため、個別ケース検討会議等で入院の延長等を検討</p> <p><input type="checkbox"/> 飛び込み出産等の場合は、早急に児童家庭相談主管課または保健（福祉）センターへ連絡し、個別ケース会議には主治医のほか、妊婦にかかわる看護師等が参加できるように調整</p> <p><input type="checkbox"/> 児童相談所による一時保護となる場合、安全に子どもを保護するための体制と、保護後の保護者等へのフォロー体制を検討</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、退院後の経過観察健診等（体重増加の確認や母乳外来など）を設定</p> <p><input type="checkbox"/> 経過観察健診、1か月健診等（以下「健診等」）の際、体重増加不良や体重減少がある場合等は、次回受診日を設定し、保健指導の支援により改善するよう助言。状況によっては、保健（福祉）センターへ連絡した上で、早め入院を勧め、授乳状況を評価</p> <p><input type="checkbox"/> 健診等での子どもの養育状況を確認し、保健（福祉）センター等に状況を連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 健診等を未受診の場合、保健（福祉）センター等に連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 健診等の際に、出生届を出していないことが母子健康手帳等で判明した場合は、保健（福祉）センターまたは児童家庭相談主管課に連絡</p> <p>※極端な体重増加不良や怪我が認められる場合は、児童家庭相談主管課もしくは児童相談所への通告が必要</p>

※参考資料（日常の診療場面別に留意するポイントとして参照）

「医療機関（医科・歯科）における子ども虐待の早期発見・初期対応の視点～妊娠期から乳幼児期にかけて～」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3964/00096974/gyakutaihonpen.pdf>

「医療機関用別冊シート 概要版」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3964/00096974/bessatu.pdf>

4 要保護児童対策地域協議会について

要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」）は、市町村における「児童虐待防止ネットワーク」が児童福祉法で法定化されたものである（平成 22 年 4 月、府内全市町村設置済み）。（[図 2](#)参照）

5 協議会の対象

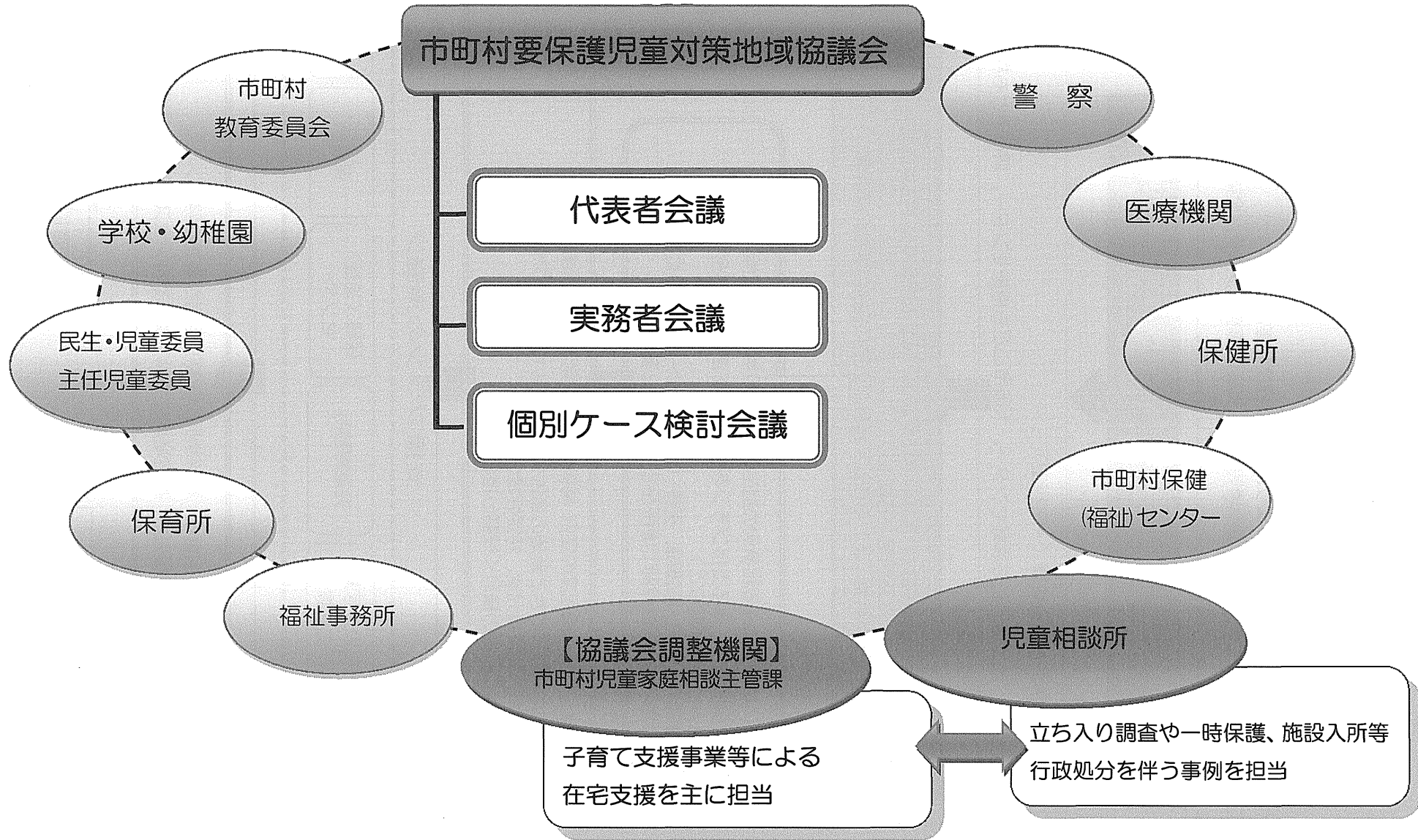
協議会の対象は、児童福祉法第 6 条の 3 に規定する「要保護児童等」*であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

※下記、①、②、③を総称して「要保護児童等」という。

- ① 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」及びその保護者
- ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。））」及びその保護者
- ③ 児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」

市町村要保護児童対策地域協議会

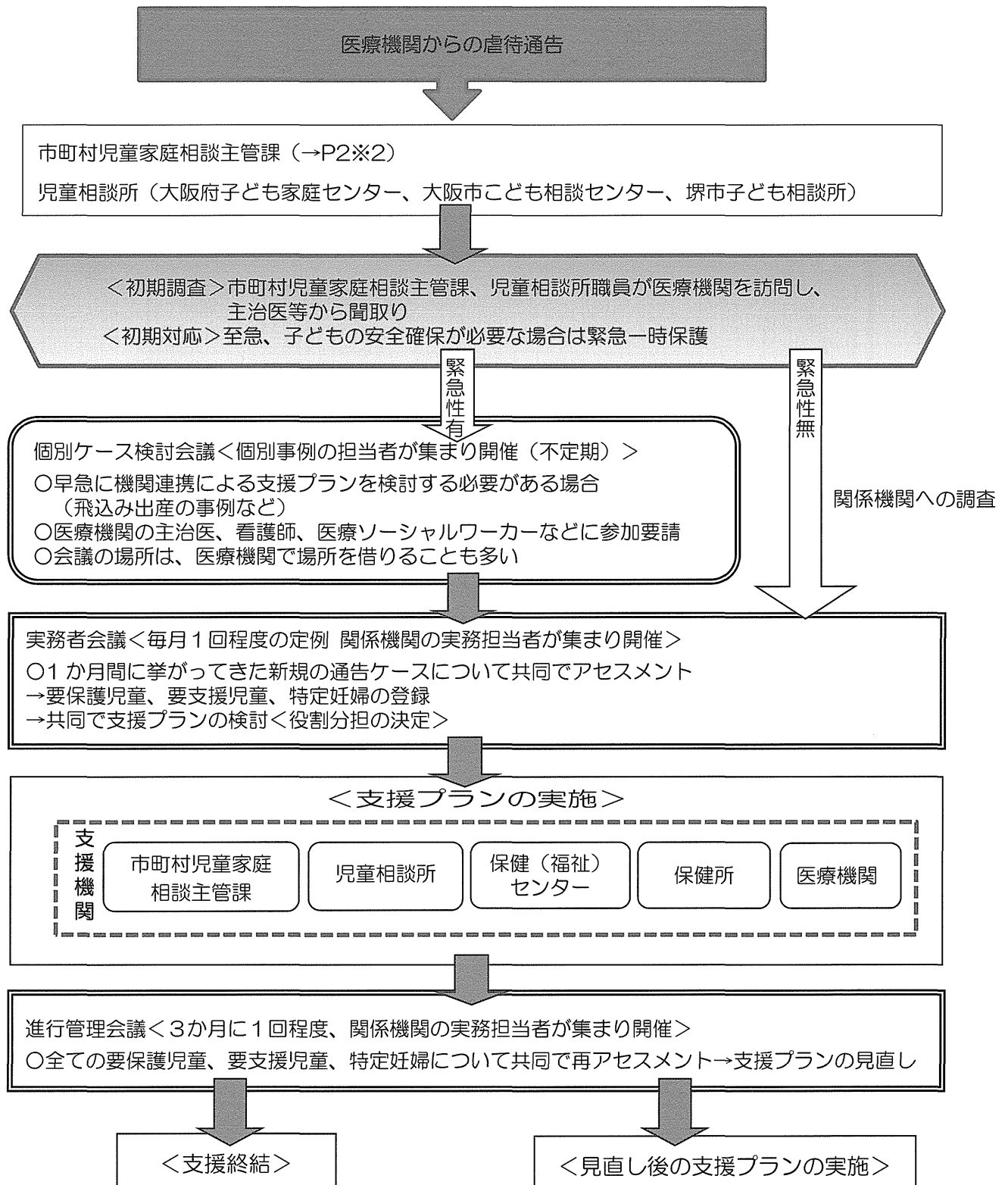
- 要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行う児童福祉法に基づく協議会
- 府内全市町村で設置（H22年4月1日に全市町村に設置）



6 協議会における支援のフロー

代表者会議<各機関の代表者が集まり、年1回程度開催>

○協議会の運営状況をふまえた要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討、見直し



7 医療機関の協議会への参画について

医療機関（産婦人科、小児科、精神科）の協議会への参画の意義

（1）構成機関として実務者会議（毎月1回の定例会議）に参画する場合

アセスメントや支援プラン検討において、以下の意義がある。

- ・ 特定妊婦、要保護児童や保護者に疾患がある場合または疾患が疑われるケース等において、医学的視点からの意見を述べることで、より適切なアセスメントにつながる。
- ・ 支援プランを検討する際に、医療機関とどのような連携が可能か、助言を行うことで、支援プランの検討を、迅速かつ適切に進めることができる。
- ・ 医療機関に求められる役割や必要な連携、各機関の役割について理解を深められる。その後の受診時等における対応、連携強化へとつなげることができる。

《具体的な参画例》

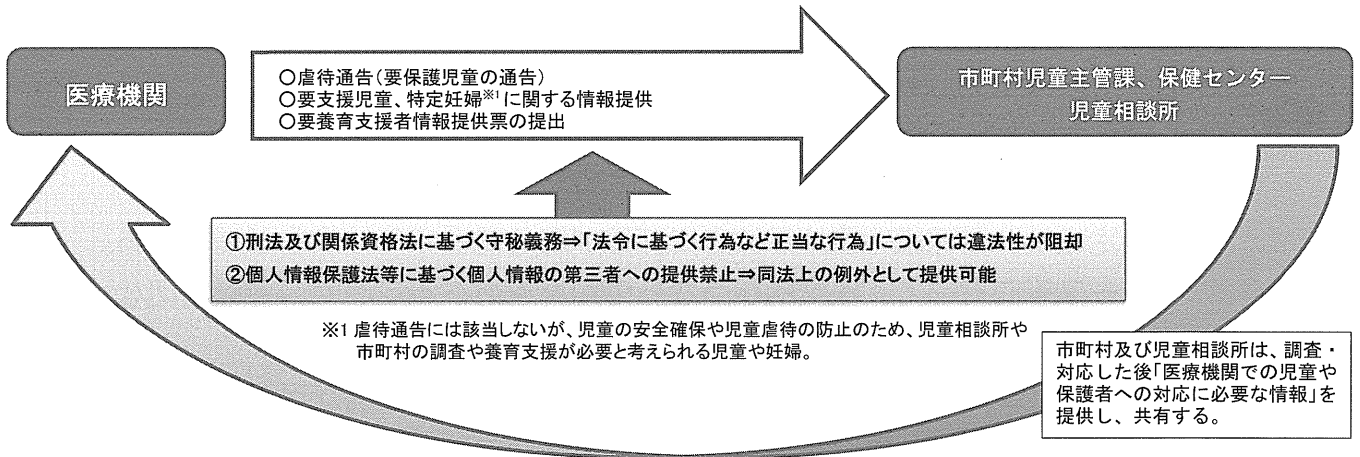
- 特定妊婦のケース検討の際に、産婦人科医療機関が参加。
- 精神疾患のある保護者のケース検討の際に、精神科医療機関が参加。
- 乳児の発育不全や医療ネグレクトが疑われるケース検討の際に、小児科医療機関が参加。

（2）ケースの保護者や子どもを担当する医療機関として、個別ケース検討会議に参画する場合

- ・ 直近の詳しい受診状況等の情報を提供することにより、より適切なアセスメントができる。
- ・ ケースに関わる様々な機関に、主治医等からの情報を直接提供し、専門的視点から助言を行うことにより、特定妊婦や要保護児童、保護者等の状態、抱える課題や悩みについて、正確に理解することができ、各機関の支援充実につながる。
- ・ 特定妊婦や保護者、子どもを直接担当する医療機関が参加することにより、具体的な支援プランの検討を迅速かつ適切に進めることができる。
- ・ 様々な機関からの報告や意見を直接聞くことにより、特定妊婦や要保護児童、保護者等の状態等について、幅広く情報を収集することができ、その後の受診時等における対応や支援の充実へとつなげることができる。

8 医療機関から市町村・児童相談所への情報提供に係る法的整理について

参考：「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長・母子保健課長通知）※平成 24 年 12 月 10 日付で、日本産婦人科医会、日本小児科学会等に通知



①「法令に基づく行為」「正当な行為」の根拠

行為	行為の内容	根拠規定	規定内容
法令に基づく行為	虐待通告(要保護児童の通告)	児童虐待の防止等に関する法律第6条	虐待を発見した場合の市町村または児童相談所への通告義務
		児童福祉法第 25 条	要保護児童を発見した場合の市町村または児童相談所への通告義務
その他正当な行為	要支援児童や特定妊婦に関する情報提供	児童虐待の防止等に関する法律第5条第2項	医師等児童の福祉に係のある者の児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務
		児童福祉法第 10 条又は第 11 条	医療機関の市町村及び児童相談所が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等への協力
	医療機関が要保護児童対策地域協議会の参加機関の場合の情報交換	児童福祉法第 25 条の2第2項	協議会の場における要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換
	医療機関が要保護児童対策地域協議会の参加機関でない場合の情報交換	児童福祉法第 25 条の3	協議会による、情報の交換及び協議を行うため必要があると認める場合の関係機関等に対する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力依頼

② 個人情報の第三者への提供が認められる根拠

医療機関の種類	根拠法	個人情報の第三者提供が可能な例外
一定規模以上の民間医療機関	個人情報の保護に関する法律	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」 ^{※2} (平成 22 年 9 月 17 日改正、厚生労働省) ○法令に基づく場合 ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告(児童虐待の防止等に関する法律第6条) ・要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告(児童福祉法第25条) ○児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ・児童虐待事例についての関係機関との情報交換 ^{※3} ※2 一定規模以下の民間医療機関についても上記ガイドラインの遵守に努めることが求められている。 ※3 明らかな虐待事案はもとより、要支援児童や特定妊婦の事案についても同様
独立行政法人等が運営する医療機関	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	○法令に基づく場合 ○地方公共団体が法令の定める事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると当該独立行政法人等が認めるときに当該地方公共団体に提供する場合等
地方公共団体が運営する医療機関	当該地方公共団体の個人情報保護条例	○法令に基づく場合等

要養育支援者情報提供票実施要項（平成 28 年度改訂）

（大阪府における妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制の整備）

1. 目的

- 1) 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者（以下「要養育支援者」という。）の早期把握。
- 2) 医療機関（産婦人科、小児科等を標榜する病院及び診療所並びに助産所）と保健機関の連携による、要養育支援者の継続的なサポート。
- 3) 児童虐待予防のための要養育支援者の孤立の防止および養育力の向上の支援。

2. 実施主体

（情報を出す側） ・ 医療機関

（情報を受ける側） 市町村母子保健担当（保健センター・保健福祉センター）

3. 情報提供の概要

1) 対象事例

医療機関において、保健機関における早期からの養育支援を行なうことが特に必要であると判断した事例（妊婦及び産婦・乳幼児）。

2) 提供等の方法

- ① <情報提供> 医療機関は、「要養育支援者情報提供票」（様式 1-1、様式 1-2）により、対象者の住所地（里帰りの場合は里帰り先）の保健機関に情報提供。

※ 情報提供の際は、対象者（対象者が児童の場合はその保護者）に対して、当該情報提供の概要を説明し、市町村等の養育支援を受けることの必要性を説明し、保健機関へ情報提供する旨、同意を得よう努めてください。

- ② 同意が得られない場合であっても、妊婦及び出産後の児の健全な育成の推進のために特に必要である場合は、住所地市町村の保健機関に情報提供を行う。（裏面【要養育支援者情報提供票の様式及び国の通知文について】通知文2.「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」参照）

- ③ 「要養育支援者情報提供票」の送付先は、市町村母子保健担当に一本化していますが、慢性疾病児、身体障がい児及び長期療養児は、府保健所（政令・中核市以外）が主に支援するため、速やかに保健機関に連絡が必要な場合は、電話またはサマリー等により府保健所に連絡。

ただし、窓口の一本化により情報提供票は市町村に送付するため、府保健所支援事例については、市町村（政令・中核市以外）から府保健所へも情報提供されます。同意については、保健機関（里帰り先および住所地市町村・保健所）として確認をお願いします。

※ 市町村、保健所にかかわらず、電話で連絡された場合であっても、後日文書での連絡をお願いします。

※ 大阪府以外に居住する対象者についても、様式 1-1、1-2 は使用可能。

- ④ <結果報告> ①の情報提供を受けて対応した保健機関は、その結果を「要養育支援者対応結果票」（様式 2）に記入し、概ね 1 か月以内に支援結果又は支援方針を簡潔に結果票に記載し、情報提供元の医療機関に報告。里帰り先の保健機関が訪問した場合は、情報提供元の医療機関、及び対象者の住所地の保健機関に報告。

※ 医療機関の判断で支援が必要と判断し、要養育情報提供票等で連絡があった場合の返信は、同意の有無にかかわらず原則文書で行う。（個人情報保護に関する法律第 23 条 第 1 項第 3 号）

※ 医療機関から連絡があり、保健機関での対応結果報告は、様式 2 によるが、対応内容が完結な場合等は、様式 2 の記載は「別紙参照」とし、保健機関が使用している記録を添付する場合があります。

4. 児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づく通告について

「児童虐待を受けたと思われる児童」を把握した場合には、児童虐待防止法第6条に基づき、市町村の虐待相談対応窓口、あるいは児童相談所に電話等で通告。

5. 関係機関との連携

- ・大阪府は、本連携体制が効果的に運営されるよう、医療機関や保健機関に対して、本連携体制の趣旨の周知を図り、早期に円滑な保健福祉サービスが提供できるように努める。
- ・情報提供を受けた保健機関は、要養育支援者への対応にあたっては、必要に応じて、保育所等の児童福祉施設や幼稚園、関係保健福祉機関等と連携を図るよう努める。

6. 報告

大阪府保健所並びに大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市及び枚方市は、本連携体制の実施結果（1年間）を大阪府保健医療室地域保健課母子グループあて報告（府保健所は管内市町村分もとりまとめ報告）。

医療機関への報告は、大阪府母子保健運営協議会での報告に代えさせて頂いております。ホームページに毎年8月ごろに前年度分の実績を掲載しますのでご参照ください。

《診療報酬の算定について》

1. 医療機関は、保護者等の同意を得て、保健機関に対して様式1による要養育支援者の情報提供を行なった場合は、診療報酬点数表（医科・歯科）に基づき診療情報提供料（B009 250点）を患者一人につき月1回に限り算定することができる。患者が入院している場合については、退院の日から2週間以内、及び診察日から2週間以内に診療情報を行なったときにのみ算定することができる。

2. 次の場合には、診療情報提供料を算定することはできない。

- ① 市町村が開設主体である医療機関が当該市町村等に対して情報提供を行なった場合
- ② 児童虐待防止法第6条に基づき、通告した場合

【要養育支援者情報提供票の様式及び国の通知文について】

大阪府保健医療室地域保健母子グループのホームページに掲載

アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/boshi/renkei.html>

様式

1. 要養育支援者情報提供票（様式1-1、1-2）・・・医療機関用
2. 要養育支援者対応結果票（様式2）・・・保健機関用

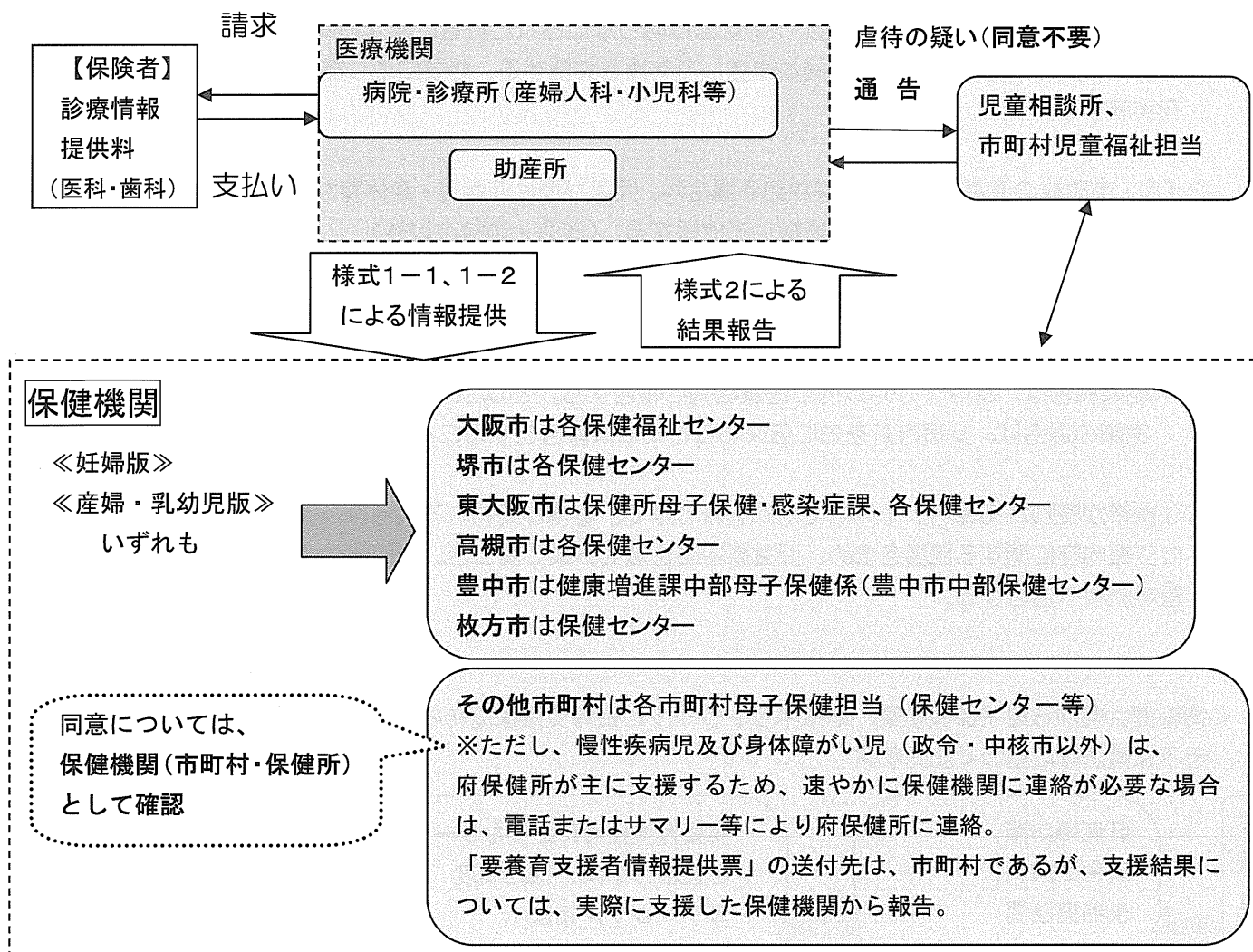
通知文

1. 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発第0727第4号雇児母発第0727第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv110805-3.pdf>

2. 「児童虐待の防止のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付、雇児総発1130第2号・雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv121203-1.pdf>

要養育支援者情報提供票の流れ



保健機関の役割について【参考】

医療機関から情報提供を受けた保健機関は、家庭訪問等の保健指導を行う。

なお、保健指導を行うにあたっては、当該要養育支援者が要保護児童対策地域協議会(以下「地域ネットワーク」という。)の対象ケースに既に該当しているか否かを市町村児童福祉担当課等に確認の上、以下により対応する。

1. 該当している場合

必要に応じて地域ネットワークにおいて支援内容を見直し、対応する。

2. 該当していない場合

以下の対応を行う。

- ①【家庭訪問】当該家庭に対して、妊婦訪問や新生児訪問、未熟児訪問、療育指導等による家庭訪問、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)などを実施する。

訪問を行なった場合は「乳幼児虐待リスクアセスメント指標」及び「子ども虐待の重症度判断」を記入し、当該家庭の状況の判断基準とする。(大阪府「保健師のための子ども虐待対応のポイント(H27.4)」参照)

大阪府保健医療室健康地域保健母子グループのホームページに掲載

アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/boshi/renkei.html>

〔相談・指導〕①の結果に基づき、養育に関する問題を明らかにし、母子保健法に基づき個別的又は集団的な相談、訪問指導、健康診査等により継続して支援を行う。

②〔児童福祉担当部局等との連携〕①②により明らかにされた養育に関する問題について、当該市町村の児童福祉担当部局、及び関係機関と連携して支援を実施する。必要に応じ養育支援訪問事業による訪問を実施する。

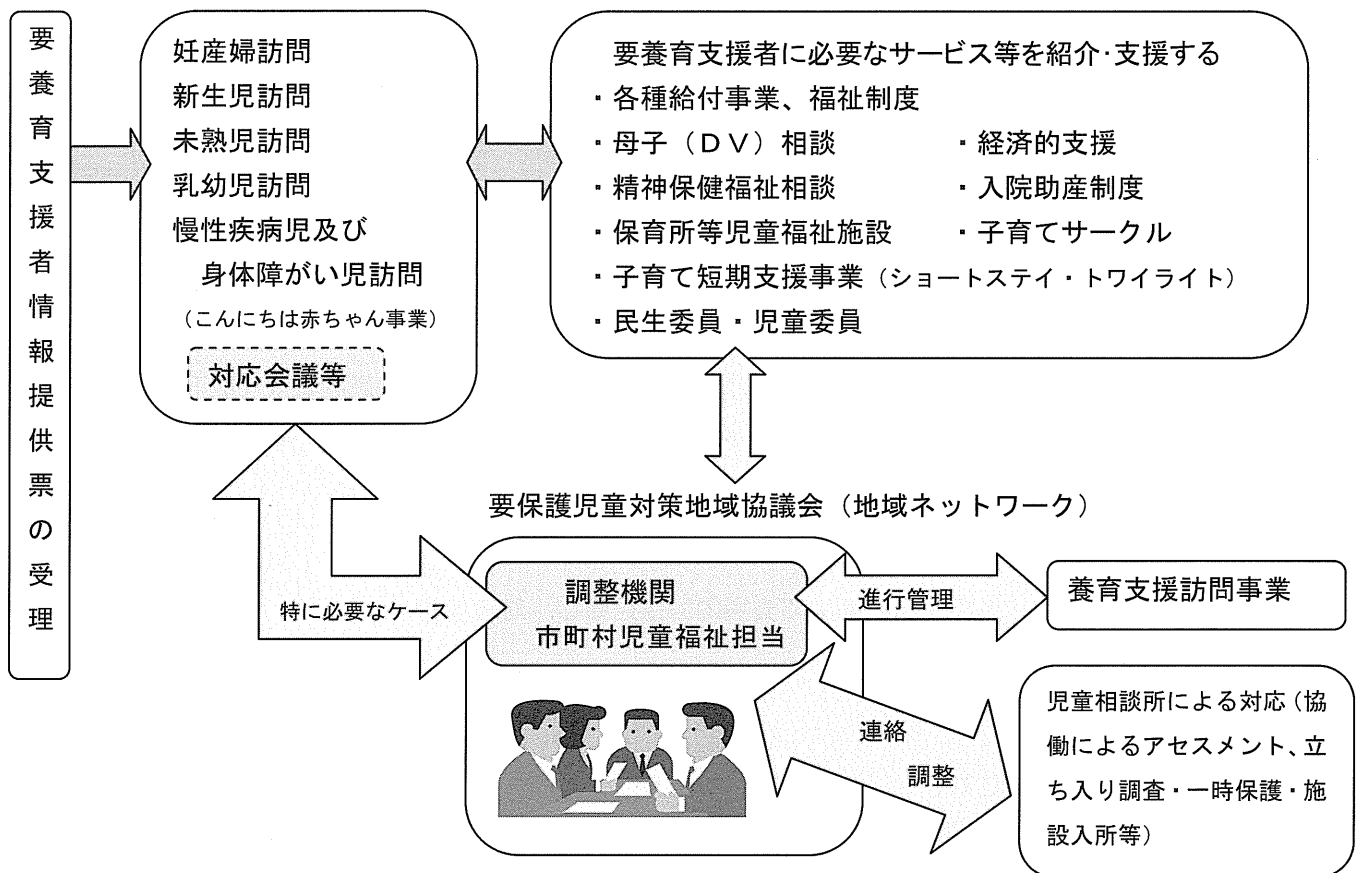
③〔府・市町村の連携〕精神疾患等がある場合や、児童が慢性疾病児・身体障がい児等に該当する場合は、府・市町村保健機関は協力及び連携して支援する。（政令・中核市以外）

④〔結果報告〕訪問結果及び支援内容については、医療機関に結果を報告し、医療機関と情報共有するとともに、必要に応じ連携して対応する。

（結果報告は、概ね1か月以内に医療機関に報告する。そのため、連絡は取れているが訪問指導等が未実施の場合は、支援方針を先に伝えることで結果報告とすることができる。）

⑤〔虐待が疑われる場合〕①～⑤で対応を行う中で、虐待が疑われる場合は、速やかに地域ネットワークに支援内容に関する協議を求め、児童虐待防止法第6条に基づき、市町村の虐待対応窓口、あるいは児童相談所へ通告する。

<情報提供票から母子保健事業、地域ネットワークと養育支援家庭訪問事業との連携図>
母子保健法等に基づく訪問事業



◎情報提供にご協力ありがとうございます。正確な情報共有のため文書でのご連絡にご協力をお願いします。
至急の場合は、電話で所管保健センターへ連絡をいただき、後日、文書の送付をお願いします。

医療機関用
様式1-1

要養育支援者情報提供票 <<妊婦版>>

市区町村保健（福祉）センター名称 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
市 課・保健センター 様

医療機関名 _____ 診療科 _____ 医師名 _____
 TEL _____ 内線 _____ 担当者名 _____ *連絡窓口の方を記載してください。

アセスメント項目(該当する項目の□に✓をする)	生活歴 (A)	<input type="checkbox"/> 保護者自身の被虐歴 <input type="checkbox"/> 保護者自身のDV歴(加害・被害を含む) <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいの不審死 <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいの虐待歴 <input type="checkbox"/> 過去に心中未遂(自殺未遂)	
	妊娠に関する要因 (B)	<input type="checkbox"/> 16歳未満の妊娠 <input type="checkbox"/> 若年(20歳未満)妊娠(過去の若年妊娠を含む) <input type="checkbox"/> 20週以降の届出 <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査未受診、中断 <input type="checkbox"/> 望まない妊娠 <input type="checkbox"/> 胎児に対して無関心・拒否的な言動 <input type="checkbox"/> 今までに妊娠・中絶を繰り返す <input type="checkbox"/> 飛び込み出産歴 <input type="checkbox"/> 40歳以上の妊娠 <input type="checkbox"/> 多胎・胎児の疾患や障がい <input type="checkbox"/> 妊娠中の不規則な生活・不摂生等	
	心身の健康等要因 (C)	<input type="checkbox"/> 精神疾患等(過去出産時の産後うつ、依存症を含む) <input type="checkbox"/> パーソナリティ障がい(疑いを含む) <input type="checkbox"/> 知的障がい(疑いを含む) <input type="checkbox"/> 訴えが多く、不安が高い <input type="checkbox"/> 身体障がい・慢性疾患がある	
	社会的・経済的要因 (D)	<input type="checkbox"/> 右記以外の経済的困窮や社会的問題 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 不安定就労・失業中	
	家庭・環境的要因 (E)	<input type="checkbox"/> 住所不定・居住地がない <input type="checkbox"/> ひとり親・未婚・ステップファミリー <input type="checkbox"/> 家の中が不衛生 <input type="checkbox"/> 出産・育児に集中できない家庭環境	
	その他 (F)	<input type="checkbox"/> 上記に該当しない気になる言動や背景() <input type="checkbox"/> HTLV-1抗体陽性による(WBにより確定) *妊婦が同意している	
支援者等の状況		支援者	<input type="checkbox"/> 死別、高齢、遠方等の理由により、妊婦の父母・きょうだい等の親族に頼ることができない <input type="checkbox"/> 夫婦不和、親族と対立している <input type="checkbox"/> パートナー又は妊婦の実母等親族一人のみが支援者 <input type="checkbox"/> 地域や社会の支援を受けていない
		関係機関等	<input type="checkbox"/> 保健師等の関係機関の関わりを拒否する <input type="checkbox"/> 情報提供の同意が得られない
妊婦	フリガナ氏名	生年月日: ____ 年 ____ 月 ____ 日 () 才	職業: 無・有 ()
		現在の妊娠週数: ____ 週 ____ 日	予定日: ____ 年 ____ 月 ____ 日
住所	〒 _____ (実家、自宅、その他)		
電話	① _____ (固定電話・携帯) ② _____ (固定電話・携帯)	家族構成 ◎——□	
パートナー	婚姻: 有・無・予定 () 氏名 _____ 職業 () 連絡先 _____		
主たる援助者	有・無 _____ 続柄 _____ 氏名 _____ 連絡先 _____		
		育児への支援者 無・有 (誰: _____)	

本情報提供票を里帰り先及び住所地の市区町村保健（福祉）センター・保健所に送ることにに関して次の方の同意を得ています。
 本人: 有・無、パートナー: 有・無、その他 () : 有・無 / いずれも同意なし
 (医療機関として特に支援が必要と判断したため)

※送付先は市区町村保健(福祉)センターですが、状況によっては市町村から保健所に情報提供されることがあります。

情報提供の理由、相談内容
通院・入院中の様子
今後のフォロー依頼内容

◆この用紙を受けとった保健機関は、支援結果または支援方針を簡潔に記載し、概ね1か月以内に、医療機関に返送してください。

要養育支援者対応結果票

平成 年 月 日

送付先名称

病院・医院

主治医様

保健(福祉)センター・保健所名

住所

担当者名

電話番号

要養育支援者情報提供票をいただきました下記の妊産婦・児について報告します。

妊婦の状況・ 児の氏名等	出産予定日:平成 年 月 日 又は妊娠週数:()週()日 第 子 / 妊娠 回目	児の氏名:フリガナ 男・女 平成 年 月 日生()才()か月
父母の氏名 (父または パートナー)	妊婦・母:フリガナ ()歳 職業()	父またはパートナー:フリガナ ()歳 職業()
住 所	〒 (自宅・実家・その他) 電話番号 (固定電話・携帯)	
経過及び対応時の状況:対応方法(訪問・面接・電話・その他) 実施日:平成 年 月 日 妊婦の場合・妊娠週数: 週 日 産婦とその子どもの場合・月齢: 歳 か月		
妊・産婦、保護者の状況: <input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし	児の状況: 発育・発達: <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 課題あり() 身体測定値: 体重()g 身長()cm 栄養: 母乳・混合・人工栄養・離乳食・幼児食(回/日)	
家庭環境・家族の状況等		
対応時の相談内容及び指導内容		
今後の援助計画 <input type="checkbox"/> か月後訪問・面接 <input type="checkbox"/> か月児健診で確認 <input type="checkbox"/> 経過観察健診で確認 <input type="checkbox"/> 相談時対応 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 支援終了		
病院への依頼事項 <input type="checkbox"/> 受診時連絡希望 <input type="checkbox"/> 未受診時連絡希望 <input type="checkbox"/> その他連絡事項		
本対応結果票を送ることは、次の方の同意を得ております。(母・父またはパートナー・その他:)		

◆支援結果または支援方針を簡潔に記載し、概ね1か月以内に、医療機関に返送してください。

(里帰り先の市町村は、妊産婦の住所地の保健機関にも結果票を送付してください。)

大阪府

要養育支援者情報提供票 <<産婦・乳幼児版>>

医療機関用
様式1-2

市区町村保健(福祉)センター名称 平成 年 月 日
市 課・保健センター 様

医療機関名 診療科 医師名
 TEL 内線 担当者名 *連絡窓口の方を記載してください。

下記の対象者について、今後の指導をお願いしたいので連絡します。

○連絡する対象者の該当する□にチェック(✓)、必要事項に記載してください。	
児口	フリガナ 平成 年 月 日生 男・女 第()子 単胎・多胎()子中()子 (傷病名、病状、既往症、治療状況等)
*父の欄に記載したのは <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> パートナー	
父等 <input type="checkbox"/>	父またはパートナー:フリガナ 母:フリガナ
母 <input type="checkbox"/>	生年月日: 年 月 日 ()歳 生年月日: 年 月 日 ()歳 職業: 職業:
婚姻 : 無・有	父またはパートナーの特記事項 ・なし ・あり()
同居 : 無・有	母の特記事項 ・なし ・あり()
経済 状況	・生保・助産券使用・医療費等未払い・不安定就労・無職 ・特記事項なし ・その他()
自宅 住所	〒 連絡先:(固定電話・携帯電話)
退院 先の 住所	〒 様方 (自宅・実家・その他) 連絡先:(固定電話・携帯電話)
入退 院日	入院日 : 平成 年 月 日 退院(予定)日 : 平成 年 月 日
新生児・乳児の 場合は出生時 の状況	出生場所: 当院・他院()・自宅 その他() 在胎週数: ()週 体重:()g 身長:()cm 分娩様式等: 自然・吸引・鉗子・帝王切開・誘発 出産時の特記事項: 無・有 その他() 【・黄疸・酸素投与・保育器収容・NICU 収容・人工換気療法】 ・その他()
	妊娠中の異常の有無: 無 有() 妊婦健診の受診有無: 無・有
家族構成	
育児の支援者 無・有(誰:)	

*裏面に続く